

議会議案第2号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和7年3月26日提出

提出者

奈良市議会議員 宮 池 明

賛成者

奈良市議会議員 山 口 裕 司

同 横 井 雄 一

同 大 西 淳 文

同 内 藤 智 司

同 森 田 一 成

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表に定める」を「職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）の規定の例により市長に相当する」に改める。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

職員の旅費制度の見直しに合わせて、議員の費用弁償に関する規定の整理を行おうとするものである。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）	4 制定改廃の概要	1. 議員への費用弁償額を市長への旅費支給相当額とする。
3 制定改廃の理由	<ul style="list-style-type: none"> ・国の旅費制度の見直しに伴い、市長を含む職員の旅費制度も国の制度に準じた内容に改められようとしているところ、正副議長など議員が公務で出張した際に支給される費用弁償の額は市長との権衡を考慮して定められていることから、職員の旅費制度の見直し内容に合わせて所要の改正を行う。 		
5 施行期日	令和7年4月1日	所管部課	議会事務局 議会総務課
備考（予算措置、意見・問題点等）			

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表

現行		改正案		
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議員がその職務のため旅行したとき（議会の定例会若しくは臨時会の会議又は議会の常任委員会、議会運営委員会、特別委員会若しくは全員協議会の会議に出席するため旅行したときを除く。）は、<u>別表に定める</u></p> <p><u>額を費用弁償として支給する。</u></p> <p>別表（第4条関係）</p>		<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議員がその職務のため旅行したとき（議会の定例会若しくは臨時会の会議又は議会の常任委員会、議会運営委員会、特別委員会若しくは全員協議会の会議に出席するため旅行したときを除く。）は、<u>職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）の規定の例により市長に相当する額を費用弁償として支給する。</u></p>		
費用弁償額				
	車賃 (1キロメートル につき)	旅行雑費 (1日につき)		宿泊料 (1夜につき)
		近隣府県	その他	
航空賃 実費	37円	850円	1,700円	15,500円
備考				
1 <u>鉄道賃及び船賃については、職員等の旅費に関する条例（昭和27年奈良市条例第3号）第14条及び第15条の規定による同条例別表1項に掲げる職員の受けるべき鉄道賃及び船賃相当額を支給する。</u>				
2 <u>この表において「近隣府県」とは、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県及び和歌山県をいう。</u>				
3 <u>この表の規定にかかわらず、その旅行が職員等の旅費に関する条例第18条第2項各号に該当する場合には、旅行雑費を支給しない。</u>				